

## 1 法人基準

研修の実施主体である法人の要件として、以下の点を確認する。

### （1）事業継続性

- 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ベビーシッター等の従業者の労働条件及び福利厚生に関し、社会保険（労働保険を含む。）の加入等、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

### （2）事業実績

- 以下の事業実績が複数年あること。（①かつ②）
  - ① 認可又は認可外の居宅訪問型保育事業の実績（5年以上）  
※認可外の居宅訪問型保育事業に係るマッチングサイト運営の実績は含まない。
  - ② 地方自治体から居宅訪問型保育研修事業等の研修受託実績  
※子育て支援員研修などの研修受託実績についても、都道府県が認めれば可とする。
- 実施する居宅訪問型保育事業において、過去5年間に重大な事故が発生していないこと。  
※重大な事故の範囲としては、死亡事故又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（ただし、事業者の責に帰さない事案であることが明らかである場合を除く。）

### （3）情報の適切な管理

- 個人情報保護に関する規程を定めていること。
- 適切な情報管理・保管していること。

## 2 研修基準

実施する研修の内容として、以下の点を確認する。

### (1) 研修内容

- 研修内容は、原則、居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）と同様とすること。
- 自社で行う接遇研修等とは区分して実施すること。  
※特に、心肺蘇生法（実技講習）は事業開始前に受講することが望ましい。  
※研修内容の確認に当たっては、科目名のみで判断するのではなく、研修で使用するテキスト・資料の内容、講師の経歴等を確認した上で、研修内容として適切なものであることを確認すること。

### (2) 講師

- 経歴、資格、実務経験等に照らし、研修実施が可能と見込まれる講師が研修カリキュラムの科目や回数に応じて確保されていること。（原則、複数名）  
※都道府県等は、事業者から各科目の講師の選定に関する相談を受けた場合には、適宜相談に応じること。

### (3) 研修回数

- 継続的に、原則、年1回以上開催すること。研修受講見込者数が少ない場合はこの限りではない。
- 受講者が受講しやすいよう研修開催地に配慮すること。

### (4) 規則等の公開

- 研修の目的、実施場所、研修期間、カリキュラム、講師氏名、修了の認定方法、受講資格、募集要項、受講料等を明示すること。（都道府県等への届出とHP等での公開）

### (5) 受講資格

- 研修受講機会の拡大等の観点から、研修事業者に雇用等されていない者についても対象とすること。

## (6) 修了証書の交付

- 修了証書の交付は、研修事業者が行うこととする。
- 記載内容に変更があった場合や、修了証書の紛失があった場合には、必要な確認を行った上で再発行や更新を行うこと。
- 認定を受けた都道府県等以外の自治体においても、効力を持つものとする。  
※修了証書の有効期限は特段設けない。  
※ただし、研修修了後、一定期間業務に従事しておらず、その他の研修も受講していない者が数年ぶりに業務を再開するといった場合には、再度研修を受講することが望ましい旨を案内しておくなど、適切な保育が行われるよう配慮すること。

## (7) 名簿の作成・管理

- 研修事業者は、修了者の名簿を作成し、適切に管理すること。  
※都道府県等からベビーシッターの研修修了状況等に係る照会があった場合には、適切に対応すること。  
※名簿に掲載する情報は、修了証書番号、修了年月日、氏名等。

## (8) オンライン研修

- デジタル化等も踏まえ、実習などの一部の科目を除き、eラーニング等オンラインを活用した研修も考えられるが、その実施方法や受講者の修了評価の方策等に課題があると考えられるため、今年度、厚生労働省において実施している、「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」の報告書の内容等も踏まえ、改めて基準を示すこととする。

## (9) フォローアップ研修

- 研修修了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修を実施するよう努めること。

## (10) その他

- 事業者は、研修の年間計画を都道府県等に提出し、必要に応じて都道府県等職員が研修内容を実地確認することを受け入れること。
- 平成27年度以降に（1）と同様の内容の研修を修了していることが確認できた者についても、研修を修了したものとみなす。ただし、その場合においても、再度研修を受講することが望ましい。
  - ※この取扱いを適用する場合には、令和4年度までの間に修了証書を交付すること。令和4年度までの間に修了証書を交付されなかった者については、再度研修を修了すること。
  - ※同様の内容の研修を修了したことを確認するに当たっては、科目名のみで判断するのではなく、研修で使用したテキスト・資料の内容、講師の経歴等を確認した上で、研修内容として適切なものであったかを確認すること。確認した内容について、都道府県等から提供を求められた場合には対応すること。
  - ※この取扱いを適用した者については、名簿の管理上それがわかるようにしておくこと。

## 3 その他

- 同等以上と認められた研修について、都道府県等において、研修の実施状況の報告を求めるなどして、定期的に適合状況を確認すること。
- 都道府県等は、保育者の研修受講機会の確保の観点から、子育て支援員研修など管内における研修の実施状況等を踏まえた上で、自社研修等の認定の判断を行うこと。
  - ※自社研修は、都道府県知事等が行う研修の補完的な位置づけとして考える。
- 都道府県等は、研修修了者について、運営状況報告等をもとに、その後の活動状況を把握し、適宜フォローアップ研修の受講を促すことが望ましい。
- 複数の自治体にまたがって事業を展開している事業者については、本社所在地の都道府県等において認定を行う。